

# おくやみパンフレット

## ～お亡くなりになったときの主な手続き～

ご家族がお亡くなりになられたときに、市役所などで必要となる主な手続きです。状況によって、必要書類や手続きが異なる場合があります。詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先：我孫子市役所  
(代表) 04-7185-1111

担当課名をお伝えください。

### ◆死亡後の手続きで期限があるもの

手続期限	手続きの種類	手続きの内容・持ち物など	窓口
死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届	<input type="checkbox"/> 死亡届1通、死亡診断書（死亡届の右半分に医師の証明をしてもらう）、届出人の印鑑。 死亡届の届け出時に、死体火葬許可証をお渡しします。	市民課戸籍担当（本庁舎） 各行政サービスセンター
14日以内	国民健康保険に加入していた場合	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証などの返却 ※病院での精算を終えていない場合は精算後にご返却ください。 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証の差し替え 世帯主が亡くなった場合、国民健康保険に加入している世帯員の保険証が差し替えとなります。	国保年金課（本庁舎） 各行政サービスセンター
	後期高齢者医療制度に加入していた場合	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証などの返却 ※病院での精算を終えていない場合は精算後にご返却ください。	国保年金課（本庁舎） 各行政サービスセンター
葬儀を行った翌日から2年以内	国民健康保険に加入していた場合	<input type="checkbox"/> 葬祭費の申請 ・葬祭執行者（喪主または施主）を証する書類の原本またはコピー（葬儀の領収書・会葬礼状などで、亡くなった方と葬祭執行者の氏名記載のもの） ・葬祭執行者の口座番号がわかるもの	国保年金課（本庁舎） 各行政サービスセンター
	後期高齢者医療制度に加入していた場合	<input type="checkbox"/> 葬祭費の申請 ・葬祭執行者（喪主）を証する書類の原本またはコピー（葬儀の領収書・会葬礼状などで、亡くなった方と葬祭執行者の氏名記載のもの） ・葬祭執行者の口座番号がわかるもの ・葬祭執行者の印鑑	

### ★よくあるご質問

Q: 亡くなった場合、住民税は課税されるの？

A: 住民税は1月1日現在お住まいの方に課税されます。その場合、財産の相続人へ納税義務が引き継がれます。亡くなった方の申告が必要な場合は、ご遺族が申告することとなります。

なお、亡くなった方に代わり、納税通知書の文書を受領する人を決める相続人代表者指定届のご提出をお願いします。

【お問い合わせ先】課税課

Q: 亡くなった場合、介護保険料はどうなるの？

A: 亡くなった場合、介護保険料は、資格喪失日（死亡日の翌日）の前月まで月割りで算定します。その際、納め過ぎとなった分は後日還付します。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくことになります。

なお、特別徴収（年金からの天引き）で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者（日本年金機構・共済組合など）に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。

【お問い合わせ先】高齢者支援課

◆死亡届出後の手続きで、すみやかに行っていただくもの【市役所及び公的機関で行うもの】

	手続きの種類	手続きの内容・持ち物など	お問い合わせ先
1	印鑑登録をしていた場合	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返却	市民課（本庁舎） 各行政サービスセンター
2	住民基本台帳カードをお持ちだった場合	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返却	市民課（本庁舎） 各行政サービスセンター
3	マイナンバー（個人番号）の通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）	<input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）の通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）の返却 ※相続税の申告などで亡くなった方のマイナンバーが必要な場合がありますので、届け先に事前にご確認ください。マイナンバーが必要な手続きの終了後、市役所へ返却いただくことも可能です。	市民課（本庁舎） 各行政サービスセンター
4	介護保険に加入していた場合	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の返却 <input type="checkbox"/> 該当の方は介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、高齢者移送サービス利用券の返却	高齢者支援課（西別館） 市民課（本庁舎） 各行政サービスセンター
5	児童手当・児童扶養手当・子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費など	今まで受給していた手当などがある場合は、変更・喪失などの手続きが必要です。新たに手当などを受給できる場合もあります。手続き期限がある場合もありますので、お早めにお問い合わせください。	子ども支援課（西別館）
6	運転免許証自主返納者公共交通機関優遇制度	<input type="checkbox"/> 阪東バス・あびバス免許返納割引証、タクシー利用券の返却	交通課（東別館）
7	農地の相続	<input type="checkbox"/> 農地の権利を移転するため、農家台帳の変更	農業委員会（水の館）
8	障害者手帳など	<input type="checkbox"/> 障害者手帳などの返却 <input type="checkbox"/> 各種障害者手当などに該当する方は、資格喪失届及び現況届の提出 <input type="checkbox"/> 重度障害者医療扶助に該当する方は、資格喪失届の提出及び受給者証の返却 <input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券の返却 その他、障害福祉サービスの利用がある場合は、お早めにお問い合わせください。	障害福祉支援課（西別館）
9	固定資産（土地、家屋など）をお持ちだった場合	<input type="checkbox"/> 不動産所有権移転登記	千葉地方法務局柏支局 04-7167-3309
10		<input type="checkbox"/> 固定資産税の口座振替の中止・お支払い	収税課（本庁舎）
11		<input type="checkbox"/> 固定資産税納税通知書の郵送先変更	課税課（本庁舎）
12	固定資産（空き家、土地）をお持ちだった場合（今後空き家になるものを含む）	お住まいになっていた家が空き家になる場合は、「我孫子市空き家バンク」を実施していますので、ご相談ください。 また、8月を除く毎月第2金曜日には、住宅・不動産相談を行っていますので、ご利用ください。	建築住宅課（東別館）
13	市営住宅にお住まいだった場合	<input type="checkbox"/> 市営住宅承継入居承認申請書の提出 <input type="checkbox"/> 市営住宅同居者異動届の提出 ※状況などにより、提出する書類が異なりますので、必ずご相談ください。	建築住宅課（東別館）
14	普通自動車 二輪車 軽自動車 原動機付自転車 小型特殊自動車	<input type="checkbox"/> 普通自動車の自動車税	柏県税事務所 04-7147-1231
15		<input type="checkbox"/> 普通自動車、二輪車（125cc超）の廃車・名義変更	千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所 050-5540-2023
16		<input type="checkbox"/> 二輪車（125cc超）、軽自動車の自動車税	課税課（本庁舎）
17		<input type="checkbox"/> 軽自動車（四輪車）の廃車・名義変更	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 050-3816-3117
18		<input type="checkbox"/> 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車の廃車・名義変更・自動車税	課税課（本庁舎）
19		<input type="checkbox"/> 軽自動車税の口座振替の中止・お支払い	収税課（本庁舎）
20		<input type="checkbox"/> 軽自動車税納税通知書の郵送先変更	課税課（本庁舎）

## 2ページの続き

### ◆死亡届出後の手続きで、すみやかに行っていただくもの【市役所及び公的機関で行うもの】

	手続きの種類	手続きの内容・持ち物など	お問い合わせ先
21		<input type="checkbox"/> 国民年金のみの方	国保年金課（本庁舎）
22	年金を受給していた、または加入していた場合	<input type="checkbox"/> 国民年金と厚生（共済）年金の両方がある方 <input type="checkbox"/> 厚生（共済）年金のみの方	日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 松戸年金事務所 047-345-5517
23	水道・下水道	<input type="checkbox"/> 名義変更・解約など	水道局お客様センター 04-7184-0116
24	借りている図書がある	<input type="checkbox"/> 図書の返却	手続きを行った図書館
25	飼い犬の所有者変更	<input type="checkbox"/> 新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更	健康づくり支援課（保健センター） 04-7185-1126
26	不用品・ごみ	分別してごみ集積所へお出しください。また、直接搬入される場合は、不用品やごみを分別し、亡くなられた方が市内に居住されていたことがわかるもの（公共料金領収証など）をご持参ください。	クリーンセンター 04-7187-0015
27	パスポート	<input type="checkbox"/> 返却	我孫子行政サービスセンター内 パスポート窓口 04-7181-1292  全国のパスポート窓口又は旅券事務所
28	運転免許証	<input type="checkbox"/> 返却	・我孫子警察署 04-7182-0110 ・流山運転免許センター 04-7147-2000  最寄りの警察署又は運転免許センター

### ◆市役所以外で手続きが必要になるもの ※詳しくは問い合わせ先でご確認ください。

市役所での手続きのほかにも、故人が受けていた様々なサービスについて手続きが必要な場合があります。下記一覧は主な手続きの例になりますので、ご参照ください。

	手続きの種類	手続きの内容	お問い合わせ先
1	電気	<input type="checkbox"/> 名義変更・支払方法の変更または利用廃止	契約している電力会社
2	ガス	<input type="checkbox"/> 名義変更・支払方法の変更または利用廃止	契約しているガス会社
3	携帯電話	<input type="checkbox"/> 承継または解約	契約している電話会社の店舗
4	固定電話	<input type="checkbox"/> 加入権承継、解約など	契約している電話会社
5	クレジットカード	<input type="checkbox"/> 解約	契約しているクレジット会社
6	預貯金	<input type="checkbox"/> 預金や貯金の相続手続き	<input type="checkbox"/> 口座がある銀行、郵便局など
7	株式や投資信託	<input type="checkbox"/> 株式や投資信託の相続手続き	<input type="checkbox"/> 口座がある証券会社、銀行、郵便局など
8	生命保険	<input type="checkbox"/> 保険金の受け取りや契約者の名義変更など	契約している生命保険会社
9	NHK受信料	<input type="checkbox"/> 解約や契約者変更など	NHKフリーダイヤル窓口 0120-151515

### ◆法定相続情報証明制度について

相続手続きには、便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください。

金融機関預金手続、保険請求手続、相続税申告、相続登記など、それぞれの窓口での各種相続手続に必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります（ただし、一部利用できない機関もあります）。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。最寄りの法務局（千葉地方方法務局柏支局04-7167-3309）へお問い合わせください。また、専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に依頼することも可能です。

# ■亡くなられた方の戸籍について■

## 1 各種手続きで使う戸籍謄本などについて

ご親族がお亡くなりになると、亡くなられた方に関する諸手続きが必要となります。たとえば、亡くなられた方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合もあります。一般的に使用する戸籍に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いてある場所のことです。 *戸籍謄本など、本籍地のある各市区町村でのみ申請ができます。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。亡くなられても変わりません。
戸籍	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一のものであります。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で全員が除かれた戸籍です。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製（作り直し）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
死亡届記載事項証明書	届出された死亡届（死亡診断書含む）をそのまま写し、我孫子市長の認証印が押されたものです。ただし、交付には制限がありますので、事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日を記載したものです。
謄本（全部事項証明）	記載内容の全てを証明したものです。

## 2 生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍とは？

出生届を提出してから死亡届を提出して除籍されるまでの戸籍のことを指します。多くの方は、その間に結婚や転籍、戸籍の改製などを経て複数の戸籍があります。

相続などの手続きでは、亡くなられた方の法定相続人調査のため、その方の全ての戸籍を確認する必要があります。従って、必要な戸籍は人それぞれであり、何種類も戸籍を取り寄せなければならないケースもあります。

## 3 戸籍謄本などの郵便でのご請求について

本籍地が遠方にある方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求することも可能です。詳しくは本籍地の役所にお問い合わせください。

我孫子市ではホームページでも郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。また、市役所市民課及び行政サービスセンターの窓口にも郵送依頼書がありますので、ご利用ください。

我孫子市ホームページアドレス <http://www.city.abiko.chiba.jp/>

検索キーワード【我孫子市 戸籍 郵送】

## 4 戸籍の証明書は、すぐとれるの？

死亡届をご提出されてから、死亡の記載をした戸籍が出来るまで1~2週間ほどかかります。その間は、戸籍の証明書を発行できない期間がありますのでご注意ください。また、死亡届は、死亡地・死亡者の本籍または届出人の所在地に提出することができます。葬儀社など代理人に提出を依頼した場合は、どこの役所に提出したかをご確認ください。死亡された方の本籍地以外の役所に提出した場合は、戸籍が出来るまでに多少お時間がかかることもあります。

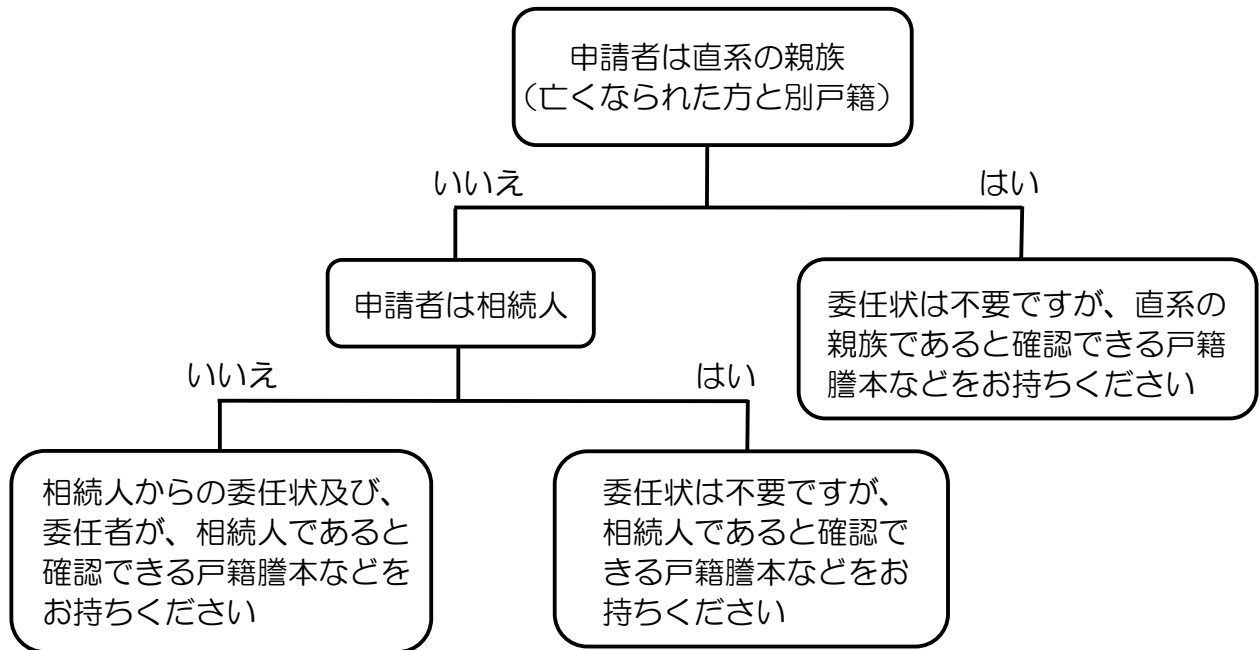
◆戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。

亡くなられた方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。委任状が必要かどうかは下記のフローチャートをご参照ください。

申請者と亡くなられた方との関係

※兄弟姉妹、甥姪は直系親族ではありません。



※申請者と亡くなられた方との関係性を確認する戸籍が我孫子市にある場合は、戸籍の持参が省略できます。

■亡くなられた方の除かれた住民票（除票）について■

◆除かれた住民票（除票）を請求できる方

- 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方

※疎明資料をご持参ください。

(例) 請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。

亡くなられた方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。

◆マイナンバー記載の除かれた住民票（除票）の取得

亡くなられた方のマイナンバー記載の除かれた住民票（除票）は現在の制度上、取得することができません。除かれた住民票（除票）の提出先に、その旨をご相談ください。

